

雲南市と島根労働局との雇用対策協定

雲南市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「挑戦し、活力を産みだすまち」を目指し、新たな発想と地域資源の活用で稼ぐ力を高める施策を進める雲南市と、労働市場のセーフティーネットを担う島根労働局が、働きやすい職場環境改善の推進、新規学卒者等若者への支援、相互の取組に係る情報共有・情報発信の施策をそれぞれの強みを活かして密に連携し、雲南市の将来像である「**「人と人」「人と自然」「人と歴史・文化」**のつながりの中でみんなが幸せに暮らせる持続可能なまち“えすこな雲南市”」の実現に向け、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 雲南市と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、雲南市と島根労働局が共同で設置する。
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の一体的かつ総合的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

（要請等）

第4条 雲南市長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 雲南市長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、雲南市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、雲南市と島根労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、雲南市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年（2025）12月12日

雲南市長



厚生労働省島根労働局長

